

## 第4章 施策の基本体系

### ・計画の基本体系

基本理念		行動指針		社会福祉法第107条での項目
基本方針	中施策	取り組む方向性	小施策	
I 1 一人ひとりにみらいで寄り添うまちづくり つながらるまちづくり	(1) 自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、赤十字奉仕団などの福祉団体、NPO、ボランティア、民間事業者などの連携を進め、地域での支援ネットワークの構築を推進します。  (2) 民間事業者など様々な主体の役割分担と連携による福祉を推進します。	ア 民生委員・児童委員、福祉協力員の活動の推進支援 イ 総合的なネットワーク体制の整備		地域における社会事業の健全な発達に關する事項
II 2 各地域の特色ある福祉のまちづくり	(1) 地域福祉の核となる市社協との連携・協働により、学区社会をはじめとした地域の福祉活動を支援します。  (2) 一人ひとりの福祉への理解と関心を深め、みんなで支える福祉の推進	ア 地域ぐるみの見守り体制の構築 イ 認知症高齢者の見守り体制の構築 ウ 住民同士が支えあえる関係づくりの推進 エ 相談ネットワーク体制の整備 オ 災害時の避難行動要支援体制の整備 カ 生活困窮者支援の推進 キ ひとり親家庭支援の推進 ク 介護者支援の充実	ア 地域を目的とする社会事業の健全な発達に關する事項	
III いきがいを感じるまちづくり	1 気軽に地域参加ができる、「わ」が広がるまちづくり  2 一人ひとりの課題を見つけ、地域の支援者と一緒に迅速な対応ができる体制の充実を図ります。  3 楽しさと感動が共有できる活動への支援	ア みんなが利用できる活動拠点の確保の支援 イ 地域への愛着を育む地域コミュニケーション ウ 多様な地域の人財や社会資源を活かした地域福祉 エ 高齢者や障害者などの地域参加の場づくり オ 子どもの社会性の醸成	ア 市民意識の向上と福祉教育の推進 イ 学校における福祉教育の推進・インクルーシブ教育の推進	地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に關する事項
一人ひとりの出番があるまちづくり	1 みんなが住みやすいまちづくり  2 みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり	ア 人権意識の向上 イ ボランティア活動へのきっかけづくり エ ボランティア活動への基礎的な知識の向上と地域ボランティアの育成	ア 身近な相談活動の推進 イ 在宅医療と介護の連携 エ 自殺対策 オ 儲待などの暴力防止対策	地域サービスの適切な利用の推進に關する事項
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり	1 みんなが暮らしやすいまちづくり  2 みんなが安心して福祉サービスを利用できる体制の整備	ア 日常生活自立支援事業および年後見制度の利用推進 イ 「終活」の促進 ア ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 イ 生活の利便性の維持、向上 ウ 住宅を中心としたコミュニティづくりの促進（多世代同居・近居の促進） ア 苦情解決体制の整備 イ 第三者評議事業の導入の促進		